

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目次

○規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………一

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………六

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………七

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(子ども家庭課)……………一〇



指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 指定自立訓練(生活訓練)(第百八条―第百十二条)」を「第九章 第九章 指定自立訓練(生活訓練)(第百八条―第百十二条)」を

指定自立訓練(生活訓練)(第百八条―第百十二条)の二 指定就労選択支援(第百十二条の二―第百十二条の六)」に改める。

第四条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十二条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定居宅介護等事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十三条第二項中「交付し」を「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)」又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付し」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第四十六条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧把握しなければならない。

第五十六条第一項第二号中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第六十六条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十九条第一号中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削る。

第七十五条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第八十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第八十五条第二項中「交付し」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付し」に改める。

第八十六条中「第三条から」を「第三条、第四条(第四項を除く。)、」に、「」まで「」に改める。

第八十三条第一項第一号中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第七十七条及び第一百二十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 指定就労選択支援(従業者)

第一百二十二条の二 条例第四十八条の三において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則で定める員数は、指定就労選択支援の事業を行う事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とする。

(実施主体)

第一百二十二条の三 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事

が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第一百二十二条の四 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第一百二十二条の五 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

(準用)

第一百二十二条の六 第二章(第三条から第七条まで、第七條の三、第十九条、第二十条及び第二十二條から第二十六條までを除く。)、第三十五条、第三十七条、第三十九条(第二項第五号を除く。)、第三十九条の二、第四十五条、第四十七条、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十四条及び第六十一条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百二十二条の六において準用する第百四条第一項」と、第二十一条第二項中

「第十九条第二項」とあるのは「第一百二十二条の六において準用する第百四条第二項」と、第二十七条第一項中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十九条第二項第一号から第三号までの規定中「条例第二十三条」とあるのは「条例第四十八条の三」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第一百二十二条の六において準用する第十七条第一項」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第一百二十二条の六において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と、第五十一条第二号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第一百一十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（利用者に関する告示に定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（利用者に関する告示に定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第百十八条の次に次の一条を加える。
(就労選択支援に関する情報提供)

第百十八条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第百十九条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第百二十九条中「及び第百五条」を「、第百五条及び第百十八条の二」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第百三十一条中「第百五条」の下に「、第百十八条の二」を加え、「第百二十条及び」を「第百二十条、第百二十四条第六項及び」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に、「第百二十五条第一項」を「第百二十四条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百三十条第一項の工賃」と、第百二十五条第一項」に改める。

第百三十一条の三に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百三十一条の六を次のように改める。
(実施主体)

第百三十一条の六 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならぬ。

第百三十一条の十第一項中「第五十七条の五において読み替えて準用する条例第四十六条第一項」を「第五十七条の五第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 サービス管理責任者の員数については、指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又は六十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又は三十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百三十一条の十一を次のように改める。

第百三十一条の十一 削除

第百三十一条の十二の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、」を「指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）は、定期的」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して」を加える。

第百三十一条の十四中「第五十七条の五」を「第五十七条の六」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三十一条の三中」を「第百三十一条の三第一項中」に改める。

第百三十一条の十六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百三十一条の二十第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。
第百三十一条の二十三第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
 第三百三十一条の二十三の次に次の一条を加える。
 (地域との連携等)

第三百三十一条の二十四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第三百三十三条の七において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第三百三十二条の五に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第三百三十三条中、「第五十四条」を削る。

第三百三十三条の七の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第二項を同条第七項とし、同条第一項中「実施状況等」を「実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の

内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第三百三十三条の八中「第五十四条」を削り、「第三百三十一条の十六中」を「第三百三十一条の十六第一項中」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第三百三十三条の十二中「第五十四条」を削り、「第三百三十一条の二十三」を「第三百三十一条の二十四」に、「第三百三十一条の十六中」を「第三百三十一条の十六第一項中」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第三百三十四条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第三百三十六条第四項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。
 第三百三十六条の三第一項中「第六十条の五第一項第二号」を「第六十条の五第一項第三号」に改め、同条第二項中「第三百三十六条の三第二項」を「第三百三十六条の三第三項」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第六十条の五第一項第二号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等条例第四十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険

法第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第四十條第一項において読み替えて準用する第三十八條第一項において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等条例第四十五條に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三十六條の四第一項中「第六十條の五第一項第二号」を「第六十條の五第一項第三号」に改め、同条第二項中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
 第三十八條第二項第一号、第二号及び第四号並びに第三十九條第一項第一号中「第六十四條」を「第六十四條第一項」に改める。
 第四十條中「第六十四條」を「第六十四條第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十八條第一項第一号から第三号中「指定通所介護等」とあるのは「指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」と、同項第二号中「指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室」とあるのは「指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」と、同項第三号中「指定通所介護事業所等」とあるのは「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所」と読み替えるものとする。

第四十條中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。
 2 条例第六十四條第二項の規則で定める員数は、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 利用者の数が十人以下の場合 一以上

二 利用者の数が十人を超える場合 利用者の数を十で除して得た数以上
 3 条例第六十四條第四項の基準は、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であることとする。

4 条例第六十四條第五項の規則で定める基準は、第三十八條第一項第四号の規定を準用する。

第四十一條中「第六十四條」を「第六十四條第一項」に改める。
 第四十二條第二項中「第五十五條」の下に、「第十八條の二」を加え、「第二百二十五條から」を「第二百二十四條第六項、第二百二十五條から」に、「第三十六條中」を「第三十六條第一項中」に改め、「特例訓練等給付費」との下に、「第二百二十四條第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第三十條第一項の工賃」とを加える。

第四十三條第一項第三号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第五項中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第四十四條第二項中「第三十六條の三第二項」を「第三十六條の三第三項」に改める。

附則第三項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
 附則第八項及び附則第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第九章の次に一章を加える改正規定、第十八條の次に一章を加える改正規定、第二十九條の改正規定(「及び第五十五條」を「、第五十五條及び第十八條の二」に改める部分に限る。)並びに第三十一條及び第四十二條第二項の改正規定(「第五十五條」の下に、「第十八條の二」を加える部分に限る。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)第三條の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第三十一條の二十四(改正後の規則第百三十三條の十

二において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第百三十三条の七の規定の適用については、改正後の規則第百三十一条の二十四第二項及び第三項並びに第百三十三条の七第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、改正後の規則第百三十一条の二十四第四項及び第百三十三条の七第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第三十七条―第三十九条）」を「第五章の

自立訓練（生活訓練）（第三十七条―第三十九条）」

に改める。

二 就労選択支援（第三十九条の二―第三十九条の六）」

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十二条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、「行い」を「行う」ともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（障害者の日常生活及

び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第六項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十三条第一項第二号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第三十二条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第三十三条第一項第一号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第三十六条及び第三十九条中「第四条」を「第四条第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

（職員）

第三十九条の二 条例第三十条の四において読み替えて準用する条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とする。

（実施主体）

第三十九条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第三十九条の四 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第三十九条の五 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

（準用）

第三十九条の六 第二章（第二条、第四条、第六条、第七条第二項第四号、第十二条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。）及び第三章（第二十二条第一項、第二十三条、第二十六条、第二十八条の二、第三十条及び第三十二条を除く。）の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第七条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十条の四において準用する条例」と、第十一条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と読み替えるものとする。
第四十五条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第四十五条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第四十六条中「第四条」を「第四条第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五十条第二項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）」を「省令」に改める。

第五十七条中「及び第三十四条」を「、第三十四条及び第四十五条の二」に、「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第五十九条中「第三十四条」の下に「、第四十五条の二」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第六十条第一項中「、指定医療型児童発達支援（指定障害児通所支援等条例第二十四条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、同条第三項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次、第五章の次に一章を加える改正規定、第四十五条の次に一条を加える改正規定、第五十条第二項の改正規定、第五十七条の改正規定（「及び第三十四条」を「、第三十四条及び第四十五条の二」に改める部分に限る。）及び第五十九条の改正規定（「第三十四条」の下に「、第四十五条の二」を加える部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）第三条の規定の施行の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十八号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行

規則(平成二十四年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 指定医療型児童発達支援(第四十五条―第四十九条)」を「第三章 削除」に改める。

第四条中第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項後段」を「前項後段」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第八条中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第九条中「第十条第四項」を「第十条第三項」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号及び第二号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第十四条中「にあつては」を「(児童発達支援センターであるものを除く。)にあつては」に改める。

第二十五条第二項中「指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療

養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十六条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十七条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定児童発達支援の取扱方針)」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項の改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。))」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項

とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項の領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第二十八条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十九条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十八条第四項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第七項中「に交付し」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付し」に改める。

第三十一条(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十三条中「特例障害児通所給付費」の下に「若しくは肢体不自由児通所医療費」を加える。

第三十四条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第三十六条中「は、」を「(治療を行うものを除く。)」は、「」に改める。

第四十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第四十五条から第四十九条まで 削除

第五十一条中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第五十三条中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「第二十八条第二項中「次条第一項」を「第二十八条第一項中「第二十九条第一項」に、「準用する次条第一項」を「準用する第二十九条第一項」に、「第二十九条第一項」を「同条第四項中「指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）とあるのは「指定放課後等デイサービス」と、第二十八条の二中「指定児童発達支援プログラム」とあるのは「指定放課後等デイサービスプログラム」と、第二十九条（）に改める。

第五十七条中「第二十八条第四項及び第五項」を「第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の三」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「第二十八条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項中「第二十九条第一項」に、「準用する次条第一項」を「準用する第二十九条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第二十八条第四項中「指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援」と、第二十八条の二中「指定児童発達支援プログラム」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援プログラム」と、第二十九条（）に、「第三十九条第一項」を「同条第四項中「第二十八条第四項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十八条第四項の領域との関連性を踏まえた」と、第三十九条第一項」に改める。

第五十八条中「及び第五項」を「、第二十八条の二」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「第二十八条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項中「第二十九条第一項」に、「第二十九条第一項」を「同条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十九条（）に、「第三十七条第一項」を「同条第四項中「第二十八条第四項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設担当者等」と、第三十七条第一項」に改める。

第五十九条第一項中「及び第三項並びに」を「並びに」に改め、「及び第三項第一

号」を削る。

第六十条第二項中「、指定医療型児童発達支援」を削り、「の事業又は」を「又は」に改める。

第六十一条第四項中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「第二十八条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項中「第二十九条第一項」に、「準用する次条第一項」を「準用する第二十九条第一項」と、同条第四項中「指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）とあるのは「共生型児童発達支援」と、第二十八条の二中「指定児童発達支援プログラム」とあるのは「共生型児童発達支援プログラム」に改める。

第六十二条中「第四十一条」との下に「、指定放課後等デイサービスプログラム」とあるのは「共生型放課後等デイサービスプログラム」とを加える。

第六十三条第三項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改め、同条第四項中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「次条第一項」を「第二十九条第一項」に、「準用する次条第一項」を「準用する第二十九条第一項」と、同条第四項中「指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）とあるのは「基準該当児童発達支援」と、第二十八条の二中「指定児童発達支援プログラム」とあるのは「基準該当児童発達支援プログラム」に改める。

第六十四条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「次条第一項」を「第二十九条第一項」に、「準用する次条第一項」を「準用する第二十九条第一項」に、「第二十九条（）を「同条第四項中「指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）とあるのは「放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援」と、第二十八条の二中「指定児童発達支援プログラム」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスプログラム」と、第二十九条（）に改める。

第六十五条第二項中「第四十九条、」を削る。
附則第三項中「及び第三項第一号」を削り、「合計して」を「、合計して」に改め、「、同条第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員 それぞれ二人以上」とを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正す

る法律（令和四年法律第百四号）第三条の規定の施行の日から施行する。
（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の規則第九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によるることができる。

4 この規則の施行の際現に一部改正法第二条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）（以下「改正前の条例」という。）第六条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。）については、改正後の規則第四条及び第十四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によるることができる。

5 この規則の施行の際現に旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（改正前の条例第六条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。）については、改正後の規則第九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によるることができる。

6 改正後の規則第二十八条の二（改正後の規則第五十三条（改正後の規則第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十一条第四項、第六十三条第四項及び第六十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、改正後の規則第二十八条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

「第十章 児童発達支援センター」

目次中 第一節 福祉型児童発達支援センター（第五十五条―第六十条）を

第二節 医療型児童発達支援センター（第六十一条―第六十五条）」

「第十章 児童発達支援センター（第五十五条―第六十五条）」に、「第十三章 児童

家庭支援センター（第七十八条・第七十九条）」を 「第十三章 児童家庭支援センター（第十四章 里親支援センター（第

第七十八条・第七十九条）」に改める。

第五条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第八条中「第十条において同じ。」は「は」を「」は、入所者について、年齢、発達の状況その他の入所者の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、入所者の意見又は意向」に改める。

第十条中「児童福祉施設」の下に「（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センターに限る。）」を加える。

第十七条第一号イ中「第十三条第三項第二号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

第四十二条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四十八条第一号中「指導」を「支援」に改める。

第四十九条第三項第五号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章第一節の節名を削る。

第五十五条中「第四十八条第五項」を「第四十八条第三項」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 発達支援室の一室の定員は、おおむね十人とすること。

第五十五条第二号中「福祉型児童発達支援センターの指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第三号中「福祉型児童発達支援センターの」を削り、同条第四号中「備品」を「備品等」に改める。

第五十六条第二項及び第三項を削る。

第五十六条の二から第五十八条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第五十九条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十九条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、当該障害児の福祉に有害な影響を及ぼしてはならない。

第十章第二節の節名を削る。

第六十条から第六十五条までを次のように改める。

第六十条から第六十五条まで 削除

本則に次の一章を加える。

第十四章 里親支援センター

(職員)

第八十条 条例第六十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 里親制度等普及促進担当者 一人以上
- 二 里親等支援員 一人以上
- 三 里親研修等担当者 一人以上

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（以下「新児童福祉法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五十五条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の規則第五十六条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による

ことができる。

令和六年三月二十九日印刷
令和六年三月二十九日発行

発行人所

山口県知事